

(寄稿)

個人病医院における医療法人化の動向と転換時の留意点

< 要約 >

直近の税制で、年間所得が 30,000 千円の場合で一定の前提の下で納税額を試算すると、医療法人診療所は個人診療所と比べ、約 44%納税額が少なくなります。実際は、年間所得等により変動しますが、試算ケースでは、個人診療所の納税額は 12,377 千円 (所得税)、医療法人の場合は 6,936 千円 (所得税と法人税の合計) となります (前提条件等の詳細は本文参照)。

平成 23 年度以降の税制改正の動向をみると、個人の所得税の負担を重く、一方で法人税の負担を軽くする傾向にあります。一般的に医療法人化にメリットがあると判断したならば、早い段階で組織変更を行う方が機会損失を抑えられると考えられています。これは個人病医院を経営されている医師にとって、重要な経営判断事項といえるでしょう。

近年の運営形態の推移を見ると、個人診療所の数が減少し、医療法人が運営する診療所の数が増加しています。これは、業績が順調に推移することに伴い税負担が増加したため、医療法人化を検討される方が増えてきていることが理由のひとつだと考えられます。

ただ、税務上のメリットだけにとらわれ、安易に医療法人化を行うと、個人の資金繰りに支障をきたす可能性もあります。具体的な検討にあたっては、医療法人設立後の個人の可処分所得で、生活費、借入金返済を賄うことができるかどうか検証することが重要となります。

本稿では、医療法人化のメリット・デメリット、医療法人化の留意点等を整理しました。

本稿をきっかけに、個人運営の病医院について、あらためて医療法人化の検討の一助となれば幸いです。

2013 年 2 月 22 日

Healthcare note

(No. 13-03)

寄稿者名：
税理士法人
山田&パートナーズ
医療事業部
寺尾 絵里

編集主幹
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部